

## 【第5回】

2022年2月25日に、当事務所主催の独占禁止法プラクティス・グループ [独禁法セミナー 第5回] を会場開催いたしました。

テーマ：優越的地位濫用規制の基本と最近の新たな展開

～コンプライアンスの観点から事業者が押さえておくべきポイント～

講師：南部 利之

(元公正取引委員会事務総局審査局長、当事務所アドバイザー、  
独占禁止法プラクティス・グループ・アドバイザー)

進行・質疑対応：向 宣明

(当事務所パートナー弁護士、  
独占禁止法プラクティス・グループ・リーダー)



桃尾・松尾・難波法律事務所主催  
独占禁止法プラクティス・グループ[独禁法セミナー 第5回]

## 優越的地位濫用規制の基本と最近の 新たな展開

～コンプライアンスの観点から事業者が  
押さえておくべきポイント～

丸ビルカンファレンス(Room4)  
2022年(令和4年)2月15日(火)14:00～

桃尾・松尾・難波法律事務所  
アドバイザー 南部 利之



## 優越的地位の濫用規制

独占禁止法は、取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者（**優越的地位**）が、取引の相手方に対し、その優越的地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に（**公正競争阻害性**）不利益を与える（**不利益行為**）ことを、不公正な取引方法として禁止。

# 本日の目次

## 第1 優越的地位濫用規制の基本

1. 独占禁止法における優越的地位濫用規制の位置付け
2. 独占禁止法第2条第9項第5号(優越的地位の濫用)
3. 優越的地位該当性の判断
4. 公正競争阻害性の有無の判断
5. 不利益行為該当性の判断
6. 不利益行為(独禁法第2条第9項第5号イ、ロ、ハ)の具体例
7. これまでの優越的地位濫用事件に対する法的措置
8. 不利益行為の組織性・計画性・一連性の有無
9. 違反行為の取りやめ・終了
10. 「優越的地位濫用事件タスクフォース」による迅速処理(注意)
11. 優越的地位濫用事件の処理パターン
12. 優越的地位濫用事件審査の方向性

## 第2 コンプライアンスの観点から事業者に求められる対応

## 第3 優越的地位濫用規制の最近の新たな展開



# 1. 独占禁止法における優越的地位濫用規制の位置付け

自由経済社会の下、事業活動を行う上で事業者等が守るべき基本ルールを定めた法律が独占禁止法である。

独占禁止法は、公正かつ自由な競争を促進するために、自由な競争を妨げたり、不公正な競争手段を用いて競争したりすることを禁止している。

主な禁止行為としては次のものがある。

## 1 「私的独占」 (第3条前段)

有力な企業が、株式の所有や役員への派遣などによって競争事業者を統制下に置いたり（支配）、取引先への圧力などにより競争事業者を市場から追い出し又は新規参入を妨害したりする（排除）こと。

## 2 「不当な取引制限」 (第3条後段)

同業者や業界団体で、価格や生産数量などを取り決め、お互いに市場で競争を行わないようにすること。価格カルテルや入札談合などがこれに該当する。

## 3 「競争を実質的に制限することとなる企業結合」 (第4章)

市場における競争を実質的に制限することとなる企業結合（株式保有・役員兼任・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等）を行うこと。

## 4 「不公正な取引方法」

### (第2条第9項第1号～第6号, 第19条)

例えば、以下のような公正な競争を阻害するおそれのある行為を禁止している。

- **共同の取引拒絶**  
...正当な理由がないのに、同業他社と共同して、特定の事業者と取引しないようにすること。
- **差別対価**  
...不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもって商品を提供し、又は供給を受けること。
- **不当廉売**  
...正当な理由がないのに、供給に必要な経費を大幅に下回る価格で継続して販売するなどして、競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。
- **再販売価格の拘束**  
...正当な理由がないのに、取引先事業者に対して、転売する価格を指示し、遵守させること。
- **優越的地位の濫用**  
...取引上の地位を利用して、取引の相手方に対し、不当に、不利益を与えること。
- **抱き合わせ販売**  
...相手方に対し、不当に、商品の供給に併せて他の商品而自己又は自己の指定する事業者から購入させること。
- **排他条件付取引**  
...不当に、競争事業者と取引しないことを条件として取引し、競争事業者の取引の機会を減少させるおそれがあること。
- **拘束条件付取引**  
...販売形態・販売地域などについて不当に拘束する条件を付けて取引すること。
- **競争者に対する取引妨害**  
...自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他いかなる方法をもってするかを問わず、その取引を不当に妨害すること。



## 2. 独占禁止法第2条第9項第5号(優越的地位の濫用)

(9) この法律において「不公正な取引方法」とは次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

1～4 略

5 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ 継続して取引する相手方(新たに継続して取引しようとする相手方を含む。ロにおいて同じ。)に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること

(購入・利用強制)。

ロ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること(金銭提供要請、従業員等派遣要請等)。

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み(受領拒否)、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ(返品)、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ(支払い遅延)、若しくはその額を減じ(減額)、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること(取引条件の不利益変更・実施)。

(補完法)「下請代金支払遅延等防止法」



### 3. 優越的地位該当性の判断

「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(平成22年11月30日公取委ガイドライン)

1. 市場支配的な地位又はそれに準ずる絶対的に優越した地位である必要はなく、取引の相手方との関係で相対的に優越した地位であれば足りる。

2. 甲が取引先である乙に対して優越した地位にあるとは、乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても、乙がこれを受け入れざるを得ないような場合である。

(以下の具体的事実の総合考慮によって判断される。)

- (1) 乙の甲に対する取引依存度
- (2) 甲の市場における地位
- (3) 乙にとっての取引先変更の可能性
- (4) その他甲と取引することの必要性を示す具体的事実



## 4. 公正競争阻害性の有無の判断

- 公正な競争を阻害するおそれのある不利益行為が規制の対象

取引の相手方の事業活動上の自由意思の抑圧・当該取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害する(自主的判断阻害性)とともに、当該取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがあること(間接的競争阻害性)

- 問題となる不利益の程度、行為の広がり等を考慮して、個別の事案ごとに判断

- ① 行為者が多数の取引の相手方に対して組織的に不利益を与える場合
- ② 特定の取引の相手方に対してしか不利益を与えていないときであっても、その不利益の程度が強い、又はその行為を放置すれば他に波及するおそれがある場合

には、公正な競争を阻害するおそれがあると認められやすい。



## 5. 不利益行為該当性の判断

- 優越的地位濫用規制における「不利益」とは
  - ① 相手方にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合
  - ② 相手方が得る直接の利益等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えた不利益を与えることとなる場合

(注) 「直接の利益」とは、例えば、取引の相手方の従業員等を小売店に派遣して消費者に販売させることが、取引の相手方が納入する商品の売上げ増加、取引の相手方による消費者ニーズの動向の直接把握につながる場合など実際に生じる利益をいい、従業員等の派遣をすることにより将来の取引が有利になるというような間接的な利益を含まない。

### (例)「従業員等派遣要請」

「従業員等を派遣する条件等が不明確で、相手方にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合や、従業員等を派遣する条件等があらかじめ明確であっても、その派遣等を通じて相手方が得る直接の利益等を勘案して合理的と認められる範囲を超えた負担となり、相手方に不利益を与えることとなる場合」には「不利益行為」に当たる。



## 6. 不利益行為(独禁法第2条第9項第5号イ、ロ、ハ)の具体例

### 不利益を与えること

○優越的地位にある事業者が、以下の想定例に該当するような行為を行う場合には、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる。

#### ①購入・利用強制

取引先の事業遂行上必要がない商品について、購入しなければ取引を打ち切るなどとして、今後の取引に影響すると受け取られるような要請を行い、その商品の購入を余儀なくさせること。

#### ②協賛金等の負担要請

決算対策のための協賛金を要請し、取引の相手方にこれを負担させること。  
取引の相手方の商品又は役務の販売促進に直接寄与しない催事、売場の改装、広告等のための協賛金等を要請し、これを負担させること。

#### ③従業員等の派遣要請

派遣費用を負担することなく、清掃業務等の自己の利益にしかならない業務を行うよう取引の相手方に要請し、そのため従業員を派遣させること。

#### ④その他の経済上の利益の提供要請

発注内容に金型の設計図面を提供することが含まれていないにもかかわらず、取引の相手方に対し、設計図面を無償で提供させること。

#### ⑤受領拒否

取引の相手方が、発注に基づき商品を製造し、当該商品を納入しようとしたところ、売行き不振又は売場の改装や棚替えに伴い当該商品が不要になったことを理由に、当該商品の受領を拒否すること。

#### ⑥返品

展示等に用いたために汚損したことを理由に、自己の一方的な都合により、商品を返品すること。

#### ⑦支払遅延

社内の支払手続の遅延を理由として、自己の一方的な都合により、契約で定めた支払期日に対価を支払わないこと。

#### ⑧減額

商品又は役務の提供を受けた後であるにもかかわらず、業績悪化、予算不足、顧客からのキャンセル等自己の一方的な都合により、契約で定めた対価の減額を行うこと。

#### ⑨取引の対価の一方的決定

自己の予算単価のみを基準として、取引先と十分協議することなく、一方的に、通常の価格より著しく低い単価を定めること。

#### ⑩やり直しの要請

商品又は役務の受領前に、自己の一方的な都合により、あらかじめ定めた商品又は役務の仕様を変更したにもかかわらず、その旨を取引の相手方に伝えないまま、取引の相手方に継続して作業を行わせ、納入時に仕様に合致していないとして、取引の相手方にやり直しをさせること。



# 7. これまでの優越的地位濫用事件に対する法的措置 (行為が課徴金賦課対象となる以前の平成21年12月31日までに終了)

措置年月日	事件名	違反行為の内容
S57.6.17同意審決	三越事件	購入強制、金銭提供要請
H10.7.30勧告審決	ローソン事件	金銭提供要請、低価格納入要請
H.16.4.14勧告審決	ポスフル事件	減額
H16.4.15勧告審決	山陽マルナカ事件	従業員等派遣要請、減額、返品、購入強制
H16.11.11勧告審決	ミスターマックス事件	従業員等派遣要請、金銭提供要請、返品
H16.11.18勧告審決	カラカミ観光事件	購入強制
H16.12.6勧告審決	コーナン商事事件	従業員等派遣要請、金銭提供要請
H17.1.7勧告審決	ユニー事件	従業員等派遣要請、低価格納入要請
H17.5.12勧告審決	フジ事件	従業員等派遣要請、減額
H17.12.26勧告審決	三井住友銀行事件	購入強制
H18.10.13排除措置命令	バロー事件	従業員等派遣要請、金銭提供要請、購入強制
H19.3.27排除措置命令	ニシムタ事件	従業員等派遣要請、減額、返品
H19.6.22同意審決	ドン・キホーテ事件	従業員等派遣要請、金銭提供要請
H20.5.23排除措置命令	マルキョウ事件	従業員等派遣要請、減額、返品
H20.6.23排除措置命令	エコス事件	従業員等派遣要請、金銭提供要請、減額
H20.6.30排除措置命令	ヤマダ電機事件	従業員等派遣要請
H21.3.5排除措置命令	大和事件	従業員等派遣要請、購入強制
H21.6.19排除措置命令	島忠事件	従業員等派遣要請、減額、返品
H21.6.22排除措置命令	セブン-イレブン・ジャパン事件	見切り販売制限
H22.7.30排除措置命令	ロイヤルホームセンター事件	従業員等派遣要請、返品



## 7. これまでの優越的地位濫用事件に対する法的措置 (行為が課徴金賦課対象となった平成22年1月1日以降も継続)

措置年月日	事件名	違反行為の内容
H23.6.22排除措置命令・課徴金納付命令 H31.2.20審判審決 R2.12.11東京高裁判決 R3.1.29取消審決	山陽マルナカ事件	従業員等派遣要請、金銭提供要請、返品、減額、購入強制
H23.12.13排除措置命令・課徴金納付命令 H27.6.4審判審決	トイザラス事件	減額、返品
H24.2.16排除措置命令・課徴金納付命令 R元10.2審判審決 【審決取消訴訟提起】	エディオン事件	従業員等派遣要請
H25.7.3排除措置命令・課徴金納付命令 H31.3.25審判審決 R3.3.3東京高裁判決 【最高裁上告】	ラルズ事件	従業員等派遣要請、金銭提供要請、購入強制
H26.6.5排除措置命令・課徴金納付命令 R2.3.25審判審決 【審決取消訴訟提起】	ダイレックス事件	従業員等派遣要請、金銭提供要請
R2.8.5確約計画認定	ゲンキー事件	従業員等派遣要請、金銭提供要請、購入強制、返品
R2.9.10確約計画認定	アマゾンジャパン事件	減額、金銭提供要請
R3.3.12確約計画認定	BMW事件	過度な販売計画台数強制、新規登録強制



## 8. 不利益行為の組織性・計画性・一連性の有無

### ○ 優越的地位の濫用に係る課徴金(法第20条の6)

事業者が第19条の規定に違反する行為(第2条9項5号に該当するものであって、継続してするものに限る。)をしたとき、公取委は、当該事業者に対し、違反行為期間における、当該違反行為の相手方との間における売上額又は購入額の合計額に100分の1を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が100万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

「優越的地位の濫用行為において、独禁法2条9項5号所定の異なる行為類型に該当する行為がされている場合においても、違反行為を同号所定の異なる行為類型ごとに捉えるのではなく、当該濫用行為が事業者の方針に基づくものであり、役員等の指示に基づき組織的、計画的に一連の行為として行われているときには、全体として1個の違反行為がされたものとして、一律に違反行為期間を認めるのが相当」(令和3年3月のラルズ事件東京高裁判決)

○ 役員や役員に近い権限を有する、例えば営業本部長等の高位の職責者の指示に従い、組織として一体的に行われている場合 ⇒ 組織性・計画性・一連性ありと見られる。

→ 課徴金賦課対象となる場合、最初の不利益行為の実施日から、すべての不利益行為を取りやめた最後の日までの間の、違反行為者の優越的地位が認定され、かつ不利益行為の対象となったすべての相手方との取引額の合計額が課徴金算定対象売上額となる。



## 9. 違反行為の取りやめ・終了

「優越的地位の濫用行為は、違反行為者が取引の相手方に対して不利益な要請を行い、これに応じさせる態様を含む違反行為であるから、・・違反行為がなくなったと判断されるためには、単に違反行為者の内部において不利益な要請を今後行わない旨の意思決定をし、これを違反行為者の内部に周知するだけでは足りず、さらに、既に違反行為者が行った不利益な要請に対して、当該要請の相手方においてこれに応じることがないような対策(例えば、当該要請の相手方に対して、当該要請に応じる必要がない旨を周知することや、自社の従業員等に対し、当該相手方が要請に応じてきた場合にはこれを受け入れてはならないことを徹底することなど)を伴う必要がある。」(平成31年3月のラルズ事件審判審決)

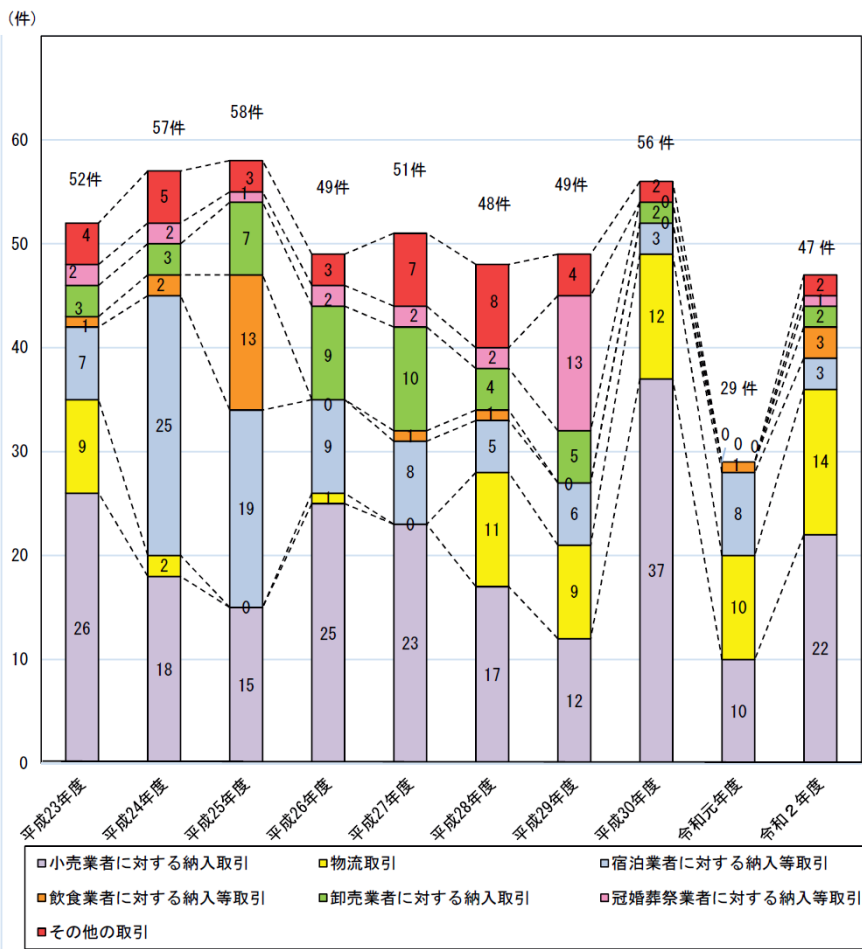
- ① **従業員への周知日**:被審人会長から従業員に文書配布、「本件立入検査を受けたこと、全社を挙げて検査にも協力していること、再発防止に全力を挙げて取り組むつもりであること、同日付けで「公正取引推進委員会」を設立したこと」等の周知。また、経営会議において、「公正取引推進委員会」において新たにルールを策定するまでは、公取委から疑いをかけられている行為を勝手に行わないこと」等を、各部署に対して周知することとされ、電子メールにより同経営会議における被審人会長の発言記録を各部署に対して周知。
- ② **取引先への通知日**:取締役会において、被疑事実に係る行為の取りやめ、再発防止に関する決意表明及び決議内容等を文書で取引先納入業者に送付することを可決。同日、仕入れ担当者の大半が出席する社内研修で取締役会決議内容を周知するとともに、取引先納入業者に対し、被疑行為を取りやめることを内容とする文書を送付。
- ③ **受領金等の返却日**:②よりも後の日に、複数の納入業者から創業祭協賛金の振込を受け、それを1年以上保持した後、審査官の指摘を受け返却。

➤ ②が「違反行為のなくなる日」 (優越的地位濫用行為が組織的、計画的に一連のものとして実行されていたと評価される場合、その一体として評価される違反行為がなくなったと認められる措置を講じた日が「当該行為がなくなる日」。)



# 10. 「優越的地位濫用事件タスクフォース」による迅速処理(注意)

○ 注意件数及び取引内容の年度別推移並びに令和2年度の注意事項の行為類型一覧



<表: 注意事項の行為類型一覧>

(単位: 件)

取引形態 行為類型	小売業者 に対する 納入取引	物流取引	宿泊業者 に対する 納入等取 引	飲食業者 に対する 納入等取 引	卸売業者 に対する 納入取引	冠婚葬祭 業者に対 する納入 等取引	その他の 取引	合計
購入・利用強制	7	5	3	1	0	1	1	18
協賛金等の負担の 要請	5	0	1	0	1	0	1	8
従業員等の派遣の 要請	18	0	1	1	1	0	2	23
その他経済上の 利益の提供の要請	2	5	0	0	0	1	1	9
受領拒否	1	0	0	0	0	0	0	1
返品	10	0	0	0	1	0	1	12
支払遅延	2	7	0	0	0	0	0	9
減額	7	7	1	1	0	0	1	17
取引の対価の一方 的決定	1	1	0	0	0	0	0	2
不当な給付内容の 変更及びやり直し	0	9	0	0	0	0	0	9
その他	0	1	0	0	1	0	0	2
<b>合計</b>	<b>53</b>	<b>35</b>	<b>6</b>	<b>3</b>	<b>4</b>	<b>2</b>	<b>7</b>	<b>110</b>

(注) 1つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるため、注意件数(47件)と行為類型の内訳の合計数(110件)とは一致しない。

# 11. 優越的地位濫用事件の処理パターン

## 1. 法的措置による処理

### (1) 正式事件処理

- ・排除措置命令、課徴金納付命令、会社名公表

### (2) 確約手続による処理

- ・確約計画認定(金銭的価値の回復が求められる場合あり)、  
会社名公表

## 2. 警告又は審査打切りによる処理

- ・自主的改善措置、会社名公表

## 3. 「優越タスク」による迅速処理(注意)

- ・自主的改善措置、会社名非公表

(注) 審査開始は、強制処分権限を利用できる正式審査  
又は事業者の任意の協力を得て行う任意審査

(年度別優越的地位濫用処理件数)

年度	法的措置(注)	警告	注意
23年度	3	0	52
24年度	0	0	57
25年度	1	0	58
26年度	1	0	49
27年度	0	0	51
28年度	0	0	48
29年度	0	0	49
30年度	0	2	56
令和元年度	0	1	29
2年度	3	0	47
3年度 (4月~9月)	0	0	25

(注) 法的措置には確約計画の認定を含む。





## 12. 優越的地位濫用事件審査の方向性

1. 優越的地位濫用行為が課徴金賦課対象となって以降、同事件審査においては、個々の取引先事業者ごとに違反行為の対象であるか否かを、証拠に基づき認定することが必要。このため、以前と比べ、事件処理に多大の手間と時間を要するようになった。
2. 確約手続は、違反行為の認定はされないものの、違反事件の迅速処理に資するとともに、確約計画に金銭的価値の回復が盛り込まれれば、不利益を受けた取引先事業者の救済につながる面もある。従来のような、大規模小売業者等による納入業者に対する典型的な優越的地位濫用事件について正式審査が開始される場合、確約手続による処理を念頭に置いている可能性。もともと、正式事件処理は排除されない。
3. 典型的な優越的地位濫用事件には当たらない特色のある事件について正式審査が開始される場合は、正式事件処理を念頭に置いている可能性。もともと、確約手続の利用は排除されない。
4. 違反被疑事業者の市場における地位、行為の組織性・計画性・一連性の有無、不利益行為の内容、不利益の程度等から見て上記に該当しないとみられる事件については、任意審査が開始され、警告、注意により処理される可能性。もともと、審査中に正式審査に切り替えて、法的措置による処理を目指す可能性は排除されない。



## 第2 コンプライアンスの観点から事業者に求められる対応(1)

### ◆ 優越的地位の関係の認識

取引の相手方との間の優越的地位の関係解消を検討する必要はないとしても、その関係の認識は必要(公取委ガイドライン及び過去の事例における優越的地位の認定の考え方を参照。)

### ◆ 「不利益行為」に該当する行為を行わない、行わせない

「従業員派遣要請」等、その外形上独禁法2条9項5号規定の典型的不利益行為に該当しそうな行為を行う場合には、「不利益行為」に該当しないよう留意。

(注)「取引条件の不利益変更・実施」の場合、外形上「不利益行為」該当性の判断は困難な場合あり。

### ➤ 「不利益行為」に該当しないためには、

- ① 「相手方が得られる直接の利益を勘案して合理的な範囲の負担とすること」及び
- ② 「相手方の明示の同意を得ること」が必要。

⇒ 優越的地位の濫用として問題となる種々の行為を未然に防止するためには、取引の対象となる商品又は役務の具体的内容や品質に係る評価の基準、納期、代金の額、支払期日、支払方法等について、取引当事者間であらかじめ明確にし、書面で確認するなどの対応をしておくことが望ましい(「優越ガイドライン」)。



## 第2 コンプライアンスの観点から事業者に求められる対応(2)

### ◆ 社内調査等において「不利益行為」に該当しそうな行為を発見した場合

①それらの行為が「不利益行為」に該当するの否か及び②役員等の指示に従い、組織として一体的に行われているの否かの確認。

①、②を共に満たす場合、正式審査の対象となるリスクがある。

### ➤ リスクの事前回避の観点から、事業者求められる対応

- 代表者等しかるべき地位の者又は取締役会等の意思決定機関において、当該行為をとりやめ、今後行わないことを決定し、役員、従業員等に周知するとともに、取引先に対しても周知する。
- 金銭支払い等の要請を行っていた場合、当該要請に応じようとしてきた相手方からそれを受け入れないよう関係従業員に徹底するなど、既に行った要請について、要請の相手方においてこれに応じることのないような対策を講じる。
- 公取委への報告？(vs.「下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者の取扱いについて」)



## 第3 優越的地位濫用規制の最近の新たな展開

1. 「デジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査報告」  
(オンラインモール・アプリストアにおける事業者間取引)(令和元年10月)
2. 「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(令和元年12月)
3. 「コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査報告」(令和2年9月)及び「フランチャイズ・ガイドライン」の改正(令和3年4月)
4. 「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告」(令和2年11月)、「スタートアップとの事業連携に関する指針」(令和3年3月)及び「スタートアップへの出資に関する指針案」(令和3年12月)
5. 「デジタル広告分野の取引実態に関する最終報告」(令和3年2月)
6. 「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」(令和3年3月)
7. 楽天グループ(株)に対する独占禁止法違反被疑事件の処理(令和3年12月)
8. パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ(令和3年12月)
9. IPOに係る取引慣行における独占禁止法上の論点  
「新規株式公開(IPO)における公開価格設定プロセス等に関する実態把握について」(令和4年1月)



# 1. デジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査報告書 (オンラインモール・アプリストアにおける事業者間取引)(令和元年10月公表)

## ★取引先に不利益を与え得る行為

(例:規約変更による取引条件の変更, 消費者に対する返品・返金の際の対応)

運営事業者は、ロックイン効果によって利用事業者に対して取引上優越した立場に立ち得るため、例えば、規約を一方的に変更することができる。

取引上優越した運営事業者が正常な商慣習に照らして不当に、利用事業者に不利益を及ぼす場合には、**優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるおそれがある。**

★取引上優越した地位にある運営事業者が①利用事業者が運営事業者に支払う手数料を引き上げる、②新しいサービスの利用を義務化してその利用手数料を設定するなどといった規約の変更により、正常な商慣習に照らして不当に、**利用事業者に不利益を及ぼす場合には独占禁止法上問題（優越的地位の濫用）となるおそれがある。**

■取引の公正性・透明性を高め、公正な競争環境を確保するためには、運営事業者は規約の変更に際して、①利用事業者に変更内容を事前に通知して十分に説明する、②規約変更について利用事業者から合理的な意見が寄せられた場合には、当該意見をできる限り考慮する、③規約変更の通知から適用されるまでの期間を十分に設けることが必要である。



## 2. デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方(令和元年12月公表)

### 本考え方の対象となる行為

デジタル・プラットフォーム事業者が提供するデジタル・プラットフォームにおける個人情報等の取得又は当該取得した個人情報等の利用における行為

### 上記行為を対象に考え方を整理する理由

- デジタル・プラットフォームは、ネットワーク効果、低廉な限界費用、規模の経済等の特性を通じて拡大し、独占化・寡占化が進みやすいとされていること。
- デジタル・プラットフォーム事業者によるデータの集積・利活用が進展することにより、競争優位を維持・強化する循環が生じるとされていること。
- デジタル・プラットフォーム事業者による消費者の個人情報等の取得・利用に対して懸念する声があること。  
(「デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する中間論点整理」(平成30年12月)より)

### 「優越的地位」とは

消費者がデジタル・プラットフォーム事業者から不利益な取扱いを受けても、消費者が当該デジタル・プラットフォーム事業者の提供するサービスを利用するためにはこれを受け入れざるを得ないような場合に、デジタル・プラットフォーム事業者が消費者に対して「優越的地位」にある

### 優越的地位の濫用となる行為類型

#### (1) 個人情報等の不当な取得

- ア 利用目的を消費者に知らせずに個人情報を取得すること
- イ 利用目的の達成に必要な範囲を超えて、消費者の意に反して個人情報を取得すること
- ウ 個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じずに、個人情報を取得すること
- エ 自己の提供するサービスを継続して利用する消費者に対して、消費者がサービスを利用するための対価として提供している個人情報等とは別に、個人情報等その他の経済上の利益を提供させること

#### (2) 個人情報等の不当な利用

- ア 利用目的の達成に必要な範囲を超えて、消費者の意に反して個人情報を利用すること
- イ 個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じずに、個人情報を利用すること など



### 3. コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査報告書(令和2年9月公表)及びフランチャイズ・ガイドラインの改正(令和3年4月)

- **仕入数量の強制**: 「指導員に無断で発注された経験の有無」について「経験がある」との回答が44.6%。

本部が加盟者に対して、加盟者の販売する商品又は使用する原材料について、返品が認められないにもかかわらず、実際の販売に必要な範囲を超えて、本部が仕入数量を指示すること又は加盟者の意思に反して加盟者になり代わって加盟者名で仕入発注することにより、当該数量を仕入れることを余儀なくさせること。

- **年中無休・24時間営業**: 時短営業に関する本部との交渉状況について、本部が「交渉に応じていない(交渉自体を拒絶している)」との回答は8.7%。

(営業時間の短縮に係る協議拒絶)

本部が、加盟者に対し、契約期間中であっても両方で合意すれば契約時等に定めた営業時間の短縮が認められるとしているにもかかわらず、24時間営業等が損益の悪化を招いていることを理由として営業時間の短縮を希望する加盟者に対し、正当な理由なく協議を一方向的に拒絶し、協議しないまま、従前の営業時間を受け入れさせること。

- **ドミナント出店**: 周辺に追加出店されたオーナーのうち、「本部からは何も提案されなかった」との回答が62.3%。1年後、3年後のいずれも日販が減少したとの回答が目立った。

(事前の取決めに反するドミナント出店等)

ドミナント出店を行わないとの事前の取決めがあるにもかかわらず、ドミナント出店が加盟者の損益の悪化を招く場合において、本部が、当該取決めに反してドミナント出店を行うこと。

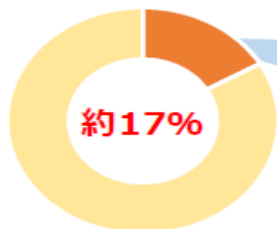
また、ドミナント出店を行う場合には、本部が、損益の悪化を招くときなどに加盟者に支援等を行うとの事前の取決めがあるにもかかわらず、当該取決めに反して加盟者に対し一切の支援等を行わないこと。



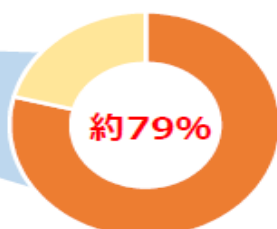
# 4-1. スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書(令和2年11月公表)

## 実態調査の概要 (アンケート結果)

連携事業者又は出資者から  
納得できない行為を受けたことがある  
スタートアップ



少なくとも一部は  
納得できない行為を受け入れた  
スタートアップ



納得できない行為を  
受け入れたことにより不利益が生じた  
スタートアップ



### 納得できない行為を受けた取引・契約段階

NDA (秘密保持契約) に関すること	30.6%
出資契約に関すること	26.9%
ライセンス契約に関すること	22.7%
共同研究契約に関すること	21.5%
PoC (技術検証) 契約に関すること	18.2%

### 納得できない行為を受け入れた主な理由

取引先から、取引（当該取引のみならず、進行している他の取引や将来的な取引も含む）への影響を示唆されたわけではないが、今後の取引への影響があると自社で判断したため。	44.5%
取引先から、取引（当該取引のみならず、進行している他の取引や将来的な取引も含む）への影響を示唆され、受け入れざるを得なかったため。	35.1%
取引先は、市場における有力企業であり、取引を行うことで、社会的な信用を得られるなど、総合的に勘案してメリットが大きかったため。	28.8%
既に進行しているプロジェクトについての条件変更であり、事業を継続する観点から、取引を続けざるを得ない状況にあったため。	18.3%

### 主な不利益の具体的内容

利益の低下	50.0%
当初想定されなかったコストの発生	20.4%
資金繰りの悪化	13.9%
業務スピードの停滞	7.4%
知財ノウハウの提供	6.5%
顧客の喪失	4.6%
類似サービスの開発	3.7%

### スタートアップの売上高、法務体制の違いによる納得できない行為を受けた割合の比較

売上高5000万円以上で  
法務担当者が存在する  
スタートアップ



売上高5000万円未満で  
法務担当者が存在しない  
スタートアップ



売上高・法務体制の差による  
納得できない行為を受けた割合  
の差は約2.5倍

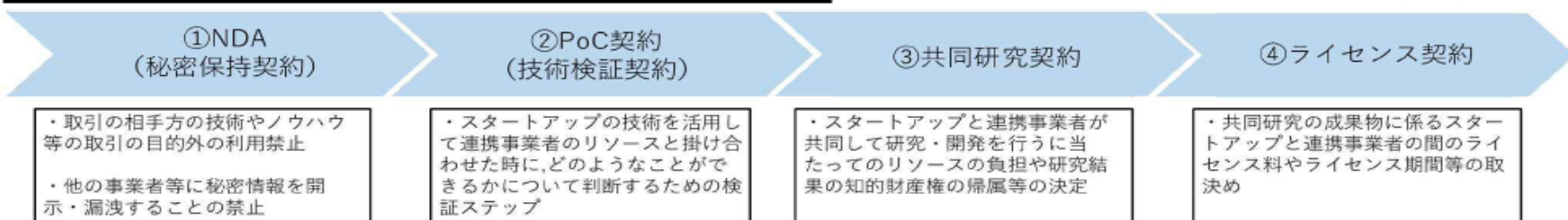


## 4-2. 「スタートアップとの事業連携に関する指針」(令和3年3月)

- NDA、PoC契約、共同研究契約及びライセンス契約の4つの契約段階ごとに、「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」に基づく **事例及び独占禁止法上の考え方** を提示。
- 各契約段階における **取引上の課題と解決方針** を「スタートアップと連携事業者の連携を通じ、知財等から生み出される事業価値の総和を最大化すること」等のオープンイノベーション促進の基本的な考え方に基づき提示。

### スタートアップと連携事業者との間の取引・契約

出所：スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書



### 独占禁止法上問題となるおそれがあると整理した行為

出所：スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書（概要）

スタートアップと 連携事業者 との取引・契約	<b>NDA（秘密保持契約）に係るもの</b>	<b>ライセンス契約に係るもの</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 営業秘密の開示</li> <li>■ 片務的なNDA等の締結</li> <li>■ NDA違反</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ライセンスの無償提供</li> <li>■ 特許出願の制限</li> <li>■ 販売先の制限</li> </ul>
	<b>PoC契約（技術検証契約）に係るもの</b>	<b>その他（契約全体に係るもの等）</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 無償作業等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 顧客情報の提供</li> <li>■ 報酬の減額・支払遅延</li> <li>■ 損害賠償責任の一方的負担</li> <li>■ 取引先の制限</li> <li>■ 最恵待遇条件</li> </ul>
	<b>共同研究契約に係るもの</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 知的財産権の一方的帰属</li> <li>■ 名ばかりの共同研究</li> <li>■ 成果物利用の制限</li> </ul>	



## 4-3. 「スタートアップへの出資に関する指針案」の概要(抄)(令和3年12月)

	営業秘密の開示	無償作業	委託業務の費用負担	不要な商品等の購入	株式の買取請求権①
問題の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ NDA（秘密保持契約）を締結しないまま、営業秘密の無償での開示を要請された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 契約において定められていない無償での作業を要請された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 出資者が第三者に委託して実施した業務に係る費用の全ての負担を要請された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 他の出資先を含む出資者が指定する事業者からの不要な商品等の購入を要請された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 知的財産権の無償譲渡等のような不利益な要請を受け、その要請に応じない場合には買取請求権を行使すると示唆された。等</li> </ul>
独禁法上の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 優越的地位の濫用のおそれ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 優越的地位の濫用のおそれ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 優越的地位の濫用のおそれ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 優越的地位の濫用のおそれ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 優越的地位の濫用のおそれ</li> </ul>
解決の方向性等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ SU（スタートアップ）側のリテラシー不足、出資者側のリテラシー不足</li> <li>■ 出資についての具体的な検討が始まる際に、必要に応じて、<b>双方が管理可能な方法でNDAを締結</b>することが重要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 出資者側のリテラシー不足、OI推進上望ましくない慣習</li> <li>■ 出資の契約交渉において、双方がSUの経営状態に応じて<b>発生する作業等について調整・協議</b>をすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ SU側のリテラシー不足、出資者側のリテラシー不足</li> <li>■ 双方が、<b>委託業務等の内容を調整、協議</b>した上で、費用負担についての共通認識を持つことが重要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ SU側のリテラシー不足、出資者側のリテラシー不足</li> <li>■ 出資者の紹介等で購入する商品・役務が、SUの業務に必要なものか、<b>費用負担をどうするかについて調整し共通認識</b>を持つことが重要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 出資者側のリテラシー不足、OI推進上望ましくない慣習</li> <li>■ 買取請求権を濫用してはならず、行使条件は十分協議の上、<b>重大な表明保証違反等に明確に限定し、行使を示唆した不当な圧力を阻止</b>すべき。</li> </ul>



## 5. デジタル広告分野の取引実態に関する最終報告書(令和3年2月公表)

独占禁止法・競争政策上の考え方 (★：独占禁止法上の考え方, ■：競争政策上の考え方, 以下同様)

★既に取引関係にある相手方との新たな契約の設定や契約内容の変更について、自己の取引上の地位が相手方に優越している事業者が、①契約内容を一方的に設定・変更する、②理由なく契約を解除することを可能とする、③一方的にサービス・広告配信を打ち切ることを可能とする、④一切の損害賠償を事前に制限するなどによって、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合、当該行為は独占禁止法上問題（優越的地位の濫用）となるおそれがある。

■契約内容の設定・変更に際して、①相手方に契約の設定・変更内容を事前に通知して十分に説明する、②相手方が意見を述べる機会を提供するとともに、相手方からこれを受け入れられない合理的な理由が寄せられた場合にはそれをできる限り考慮する、③変更内容の通知から適用されるまでの期間を当該変更の内容に応じて十分に設けることが望ましい。また、契約を締結する際にも、契約当事者間における契約内容の公平性に配慮するとともに、当事者の一方に対する制限を設ける場合には、その定義・範囲を明確にすることが望ましい。

独占禁止法・競争政策上の考え方

★入札方法などに係るシステムの変更を一方的に行うことにより、自己の取引上の地位が相手方に優越している事業者が、正常な商慣習に照らして不当に、相手方に不利益を与える場合には独占禁止法上問題（優越的地位の濫用）となるおそれがある。

■システム変更に際して、その変更内容や当該システム変更により、システムを利用する事業者に与える影響などに応じて、①相手方にシステムの変更内容及びその理由を事前に通知して十分に説明する、②システム変更について、相手方が意見を述べる機会を提供するとともに、相手方からこれを受け入れられない合理的な理由が寄せられた場合にはそれをできる限り考慮する、③システム変更の通知から適用されるまでの期間を十分に設けることが望ましい。



## 6. フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン (令和3年3月公表)

### 第3 フリーランスと取引を行う事業者が遵守すべき事項

#### 1 フリーランスとの取引に係る優越的地位の濫用規制についての基本的な考え方

- 自己の取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、フリーランスに対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、優越的地位の濫用として、独占禁止法により規制される。

#### 2 発注時の取引条件を明確にする書面の交付に係る基本的な考え方

- 優越的地位の濫用となる行為を誘発する原因とも考えられ、発注事業者が発注時の取引条件を明確にする書面をフリーランスに交付しない場合は、独占禁止法上不適切。
- 下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者が書面をフリーランスに交付しない場合は、下請法第3条で定める書面の交付義務違反となる。

#### 3 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法上問題となる行為類型

- 優越的地位の濫用につながり得る行為について、行為類型ごとに下請法の規制の対象となり得るものも含め、その考え方を明確化。

(1) 報酬の支払遅延

(2) 報酬の減額

(3) 著しく低い報酬の一方的な決定

(4) やり直しの要請

(5) 一方的な発注取消し

(6) 役務の成果物に係る権利の一方的な取扱い

(7) 役務の成果物の受領拒否

(8) 役務の成果物の返品

(9) 不要な商品又は役務の購入・利用強制

(10) 不当な経済上の利益の提供要請

(11) 合理的に必要な範囲を超えた秘密保持義務等の一方的な設定

(12) その他取引条件の一方的な設定・変更・実施



# 7. 楽天グループ(株)に対する独占禁止法違反被疑事件の処理(令和3年12月)

(取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し若しくは変更し又は取引を実施)

## 1 楽天市場の「共通の送料込みライン」に関する独占禁止法違反被疑事件の概要

参考

### 本件の違反被疑行為

発送先や、商品の大きさ・重さによって、お届けするのに必要な運送費は異なるので、3,980円以上で、どの地域、どの商品も送料無料で販売するのは難しいなあ。

※「〇〇円以上購入で送料無料」という販売方法をしていない店舗

※「〇〇円以上購入で送料無料」の金額が3,980円よりも高い店舗

不参加店舗

全店舗参加を実現し、更に成長しよう。

お客様が検索した際、39ショップを優先して上位に表示する仕様に変更します。だから参加した方がいいですよ。

※「39ショップ」とは、「共通の送料込みライン」に参加した店舗のことをいう。

出店プランの変更は、参加が必須の条件となります。39ショップにならないと変更できません。

参加しなければ次回の契約期間満了時に退店となります。

営業担当者等

営業担当者等

営業担当者等

不参加店舗を不利にする取扱いの示唆等の事例

### 独占禁止法上の考え方

楽天が、自己の取引上の地位が優越している出店事業者に対し、「共通の送料込みライン」への参加を促す際に、不参加店舗を不利にする取扱いを示唆するなどして、「共通の送料込みライン」に参加すること及び適用対象外申請を行わないことを余儀なくさせることにより、出店事業者に不利益が生じる場合には、独占禁止法違反となり得る。

ええっ…。それは困ります。仕方がないので参加します。3,980円以上の注文の送料収入がなくなると大変だけど…。

送料分を商品価格に上乗せすることはできますよ。

不参加店舗

営業担当者等

行為を受けて参加した店舗の不利益

【送料分を上乗せできず利益減少】  
「3,980円以上で送料無料」は、お買い得だとお客様は期待するから、大幅な上乗せはできないわ。  
高い店舗と思われたら、お客様に逃げられてしまう。  
競合店舗も上乗せしていないし。

参加店舗

【上乗せしたら客離れで利益減少】  
送料分を商品価格に上乗せしたら、注文して下さるお客様が減って、売上げが落ちてしまった。  
「送料込み」の価格だと理解してもらえず、お客様の目には値上げと映ってしまったか。

参加店舗

【客単価の低下】  
以前は「1万円以上で送料無料」だから高額のため買いも多かったけど、注文が小口になり配送費の負担が増えちゃった。

【3,980円未満の注文の送料収入の減少】  
お客様が3,980円を少し超えるようにまとめ買いをされるので、3,980円未満の注文の送料収入も減ったよ。

参加店舗

## 8. パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ(抄)

(令和3年12月27日 内閣官房(新しい資本主義実現本部事務局))

### 2. 価格転嫁円滑化に向けた法執行の強化

#### (2) 独占禁止法の適用の明確化【公正取引委員会】

下請法の適用対象とならない取引についても、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、独占禁止法の「優越的地位の濫用」に該当するおそれがあることを公正取引委員会は明確化し、周知徹底する。

#### (3) 「優越的地位の濫用」に関する緊急調査及び法執行の強化【公正取引委員会・事業所管省庁】

「優越的地位の濫用」に関して、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、これまでは荷主と物流事業者との取引のみ調査を行っていたが、今年度内に対象業種を追加的に選定し、来年度に緊急調査を公正取引委員会において、実施する。また、公正取引委員会が取引価格への転嫁拒否が疑われる事案について、立入調査を行う。

### 7. 大企業とスタートアップとの取引に関する調査の実施と厳正な対処【公正取引委員会】

「スタートアップとの事業連携に関する指針」にのっとり、新たに、下請法の適用対象とならない大企業とスタートアップとの取引について、5,000件程度の書面調査を実施する。

### 9. 関係機関の体制強化

優越的地位の濫用に関する執行を強化するため、公正取引委員会に「優越的地位濫用未然防止対策調査室」を新たに設置するとともに、体制強化を図る。【公正取引委員会】

### 10. 今後の検討課題

「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の改正【公正取引委員会】



## 9. IPOに係る取引慣行における独占禁止法上の論点

「新規株式公開(IPO)における公開価格設定プロセス等に関する実態把握について」(令和4年1月公表)

新規上場会社の企業の価値や需要に見合った公開価格が設定されること等により、新規上場会社が自らの事業を成長させていくために必要な資金を調達しやすくし、市場における成長を促進する環境を整えることは、ひいては我が国の経済全体の活性化につながると考えられ、競争政策上望ましい。こうした問題意識の下、公正取引委員会では、初値が公開価格を大幅に上回る要因となり得ると考えられる事項について、競争政策・独占禁止法上の課題の有無を検討するために、公開価格の設定に係る実態、上場のための選択肢の多様性に係る実態及びIPOに係る取引慣行における独占禁止法上の論点について実態把握を行った。

なお、「成長戦略実行計画」(令和3年6月18日閣議決定)及び「緊急提言～未来を切り拓く『新しい資本主義』とその起動に向けて～」(令和3年11月8日新しい資本主義実現会議決定)においても問題点の指摘がされている。

**交渉力の強い主幹事により、公開価格が一方向的に設定されるなどして、新規上場会社に不当に不利益を与えること**

- 優越的地位にある主幹事が、一方向的に公開価格を設定するなどして主幹事業務の取引を実施し、新規上場会社に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えたと認められる場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある(優越的地位の濫用)。
  - 想定発行価格の設定において、IPOディスカウント等の名目で、考え方を説明することなく、合理的な根拠に基づかずに価格を低く設定することは独占禁止法上問題となるおそれがある。

証券会社は、独占禁止法上問題とならないようにするため、

- ① 想定発行価格の設定において、新規上場会社と十分な協議を行い、新規上場会社が十分に納得した上で設定すること
  - ② 共同主幹事証券会社の追加又は主幹事の変更をしやすいよう配慮するとともに、新規上場会社が希望する場合には、特段の支障がない限り、共同主幹事証券会社の追加を阻害しないこと
  - ③ 新規上場会社がセカンドオピニオンの聴取を希望する場合にはこれを阻害しないこと
  - ④ セカンドオピニオンの聴取先確保の観点から、特段の支障がない限り、新規上場会社に対して、高い引受割合を、新規上場会社の意に反して要請しないこと
- などによって、一方向的に公開価格を設定することがないように留意する必要がある。



# 当事務所における 近時の対応案件/中心に対応している弁護士 等

## 独占禁止法関連

- 国内外の行政・刑事違反事件調査対応、不服申立て対応、関連する自主的社内調査対応（課徴金減免申請、司法取引等の手続対応を含む）、事後的な法令遵守の維持向上のための措置・活動対応
- M&A・業務提携等に関する分析検討、企業結合規制手続対応
- 流通戦略、知財戦略等に基づく取引先との契約交渉、締結・履行等に際しての分析検討
- 他事業者による違反事案対応（公正取引委員会に対する申告、民事提訴等）

## セミナー開催／社内研修講師

## M&Aにおける対象会社の独占禁止法リスクの検証

## コーポレート法務関連

- 有事対応に関する事後検証（再発防止策、役員責任等）
- コンプライアンス体制・内部統制システム整備
- 適時開示対応

## 特殊な事業分野の独占禁止法適用除外

## 契約法務関連

- 不公正な取引方法、下請法対応

## 広告審査

- 景表法対応



# パートナー



## 向 宣明

MUKAI, Nobuaki

国内外のカルテル事案や流通戦略に基づく取引行為・その他事業活動に対する独占禁止法違反（行政・刑事）の嫌疑の調査／国内外の事業提携や企業結合審査案件／第三者委員会の委員就任など、有事対応への事後検証や再発防止体制の立案策定／同法違反に起因する民事責任を巡る係争対応 等。  
2016年2月～17年3月：公正取引委員会「独占禁止法研究会」会員（裁量型課徴金制度を含む課徴金制度の在り方について）。／19年7月～競争法フォーラム常務理事・事務局長／20年9月～日本弁護士連合会司法制度調査会・商事経済部会副会長（独禁法関連担当）



## 森口 倫

MORIGUCHI, Rin

弁護士登録以来、談合・カルテル事件について、リニエンシー・取消訴訟等を常に手掛けるほか、企業結合・事業提携に関する業務も取り扱う。談合・カルテル等の企業不祥事を含む事件処理や役員責任に関する相談も数多く経験している。金融庁への出向経験を有しており、企業開示や取引所関連の相談にも対応する。  
2009年4月～10年9月：金融庁総務企画局市場課専門官  
第一東京弁護士会総合法律研究所会計・監査制度研究部会副会長、同金融商品取引法研究部会員



## 杉本 亘雄

SUGIMOTO, Nobuo

弁護士登録以降、数多くの国内外の企業に対して、談合・カルテル調査、国内外の企業結合審査、流通・販売政策や業務提携、知的財産権のライセンスに関する助言等を行っている。プラットフォームエンジニアリング、製薬、医療機器といった取引分野に精通し、コーポレートガバナンスや人事政策に関する相談にも常時対応している。国内金融機関法務部や公共設備エンジニアリング企業法務部への出向経験も有する。



## 小林 崇

KOBAYASHI, Takashi

98年4月 - 05年3月ソニー株式会社勤務（法務部、知的財産渉外部他）  
競争法フォーラム会員、第一東京弁護士会総合法律研究所独禁法研究部会員、同知的所有権法部会員 国内外の数多くのカルテル・談合事案に携わり、主にリニエンシーを含む当局対応や民事賠償対応を手掛ける。クロスボーダーの企業結合や不正な取引方法に関する案件の他、景表法、下請法等に関する案件についても日常的にアドバイスを行っている。

# アドバイザー



## 南部 利之

NAMBU, Toshiyuki

82年4月公正取引委員会事務局入局／19年7月審査局長を最後に公正取引委員会事務局退官の後、同年12月桃尾・松尾・難波法律事務所入所／04年4月～07年6月官房国際課長として、また11年8月～16年6月官房審議官（国際担当）として海外競争当局等とのバイ・マルチの業務を統括／11年1月～8月審査局犯則審査部長として犯則事件を統括／02年7月～2004年4月取引部消費者取引課長として景品表示法行政を担当

# アソシエイト



## 石川 由佳子

ISHIKAWA, Yukako

国内金融機関法務部、公共設備エンジニアリング事業者法務部、海外ファッションブランド事業者法務部への出向経験がある。第一東京弁護士会総合法律研究所独禁法研究部会員。  
国内外カルテル事案のほか、契約法務に関連して、不正な取引方法に関するアドバイスや下請法、景表法等に関する相談にも様々な対応している。



## 田中 翔

TANAKA, Sho

競争法フォーラム会員  
国内外のカルテル・談合に関するリニエンシー申請、民事賠償対応等に携わる。デジタル・プラットフォーム分野を含む独禁法に関する相談や、景表法・下請法に関する相談にも日常的に対応している。刑事専門事務所に在籍した経歴があり、経済事件を含む刑事事件に関する豊富な経験を有する。



## 橋川 裕樹

KIKKAWA, Hiroki

第二東京弁護士会経済法研究会会員  
外資系法律事務所在籍時より、国内外の企業結合事案やカルテル・談合事案に従事。労働法案件を数多く手掛け、従業員による企業不祥事事案において助言を行うほか、日常的に、景表法や下請法等に関する助言も行っている。

ご清聴ありがとうございました。

桃尾・松尾・難波法律事務所  
アドバイザー 南部 利之  
〒102-0083 東京都千代田区麴町4-1  
麴町ダイヤモンドビル  
電話(03)3288-2080(代表)  
FAX(03)3288-2081  
Email : [toshiyuki.nambu@mmn-law.gr.jp](mailto:toshiyuki.nambu@mmn-law.gr.jp)  
URL : <http://www.mmn-law.gr.jp>

